

労働者協同組合法 について問う

答 調査研究は行っていない



問 昨年施行の労働者協同組合法を調査研究しているか。

副町長 行っていない。

問 自治会を支える組織、コミュニティビジネスとして有効との先進事例が開始している。本町の所管はどの課か。

副町長 産業振興課である。

問 先進地域では、地域住民が自ら出資し、コミュニティビジネスを展開して、自治会の支援サポート活動につながっている。本町の自治会役員の成り手不足解消や、新規会員の掘り起こしにもつながるのではないか。

産業振興課長 県労働政策課から、ポスターの掲示等広報を依頼されている。

問 働く人たちで経営方針を話し合い、仕事内容や給料を決める働き方で、社会保険も適用される。中には正社員並みの給料を実現したり、売り上げを大幅に回復できた仕事もあり、世界で約30カ国に広がり、第3の働き方と言われている。是非、本町の自治会加入率の向上、地域のつながりの再構築、この制度の調査研究を続けてほしいがどうか。

産業振興課長 区長会に限定した説明ではなくて、ホーム



大宜見 洋文 議員

ページ等で広報し、相談があれば相談窓口等を案内する。



ワーカーズコープ

不登校児童生徒 について問う

問 本町の不登校児童生徒数を伺う。

教育長 令和5年1月末時点

町立小中学校における30日以上長期欠席している児童生徒は小学校で54名、中学校で114名である。

問 不登校に至る要因は何か。

教育長 長期欠席している児童生徒の要因は、欠席者数のうち、小学校は不安等を理由としたもの、家庭に関するものとなっている。また、中学校では不安等を理由としたもの、体調不良等も含めたその他が多くなっている。

問 不登校特例校とは何か。

教育長 学習指導要領の内容などに捉われず、不登校の状態にある児童生徒の実態に配慮した、特別な教育課程を編成することができる、文部科学省が指定した学校である。

問 本町にも設置可能か。

教育長 設置は可能だが、教職員の確保や、施設面、様々なものを整備する必要がある。沖縄県の動向を注視していく。